

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年12月13日
【会社名】	株式会社メッセージ
【英訳名】	Message Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 古江 博
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岡山県倉敷市平田923番地 1 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【縦覧に供する場所】	岡山市北区下中野1222番地 7 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

## 1【内部統制報告書の訂正報告書の訂正理由】

平成24年6月29日に提出しました第15期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

### 3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

平成24年10月、当社の連結子会社である株式会社ジャパンケアサービスグループにおいて、平成20年3月期から平成24年3月期までの有価証券報告書等において、訂正の対象となり得る会計処理が存在する疑義が生じたため、外部の専門家から構成される第三者調査委員会を設置し、専門的かつ客観的な見地から、事実関係の正確な把握、当該会計処理の正確な調査分析、今後の対応策の検討等に鋭意取り組んできました。

第三者調査委員会の調査報告書により、株式会社ジャパンケアサービスグループにおいて、賃貸不動産の減損処理及び事業譲受に関するのれんの減損処理について不適切な会計処理が行われていたことが明らかになりました。

これにより当社は、当該不適切会計処理の決算への影響額を調査し、過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期の有価証券報告書および平成25年3月期第1四半期の四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

これらの事実は、当社において、関係会社に対しての管理体制が不十分だったこと、関係会社における会計処理方針あるいはガイドラインの整備が不十分だったこと、関係会社の会計データを含む経営管理指標のモニタリング体制が不十分だったことなどの不備があり、内部統制が機能しなかったことによるものです。

以上のことから当社の全社的な内部統制、決算・財務報告プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備があったため、不適切な会計処理が行われ、かつその発見に遅れを生じさせたものと認識しています。

なお、開示すべき重要な不備については、本訂正報告書提出時点において是正が完了していません。

当社では、本件についての原因究明を続ける中で、既に以下観点での再発防止策の検討を進めています。また、今回の第三者調査委員会の提言を真摯に受け止め、抜本的な再発防止策を早急に検討することとし、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備の是正に着手してまいります。

（1）組織体制および関係会社管理体制の見直し

（2）関係会社における会計処理方針、経理関係の規程・マニュアル等の確立

（3）事業およびリスク特性に適合した内部統制体制の再構築

（4）関係会社に対する監査およびモニタリング体制の強化

（5）予算編成および予算統制プロセスの再構築